

広報ひらつか広告掲載要綱

(趣旨)

- 1 この要綱は、平塚市広報規則（平成27年規則第38号。）第10条に規定する広報媒体のうち、広報紙「広報ひらつか」（以下「広報紙」という。）への広告（以下「広告」という。）の掲載について、平塚市広告掲載要綱（平成18年8月1日施行。）及び平塚市広告掲載基準（平成18年8月1日施行。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の原則)

- 2 広告の掲載は、広報記事が多く、紙面に広告を掲載する余裕がない場合を除いて行うものとする。

(広告掲載の位置)

- 3 広告を掲載する位置は、広報紙第3金曜日号4～7面（必要に応じて第1金曜日号6面）とし、市長が指定する位置とする。

(広告掲載の申込み等)

- 4 広告の掲載を希望する者は、市が指定する期間に、別記第1号様式（以下「申込書」という。）に広告案として、広告内容が判読できるデザイン等の資料を添えて市長に提出しなければならない。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、広告の掲載を希望する広報紙（以下「掲載号」という。）の発行日の60日前まで先着順で受け付けるものとする。
 - 5 市長は、申込書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、掲載号発行の20日前までに、別記第2号様式により、当該申込みをした者に通知するものとする。
 - 6 5の規定により広告掲載の決定を受けた者は、広告掲載の申込みを取り下げることはいできない。ただし、広告掲載の決定を受けた広報紙の発行日の15日前までに広告掲載の取下げを申し出た場合で、市長が広告掲載の申込みの取下げに理由があると認めたときは、広告掲載の申込みを取り下げることができる。この場合においては、広告掲載の取下げの理由を明らかにした書面を市長に提出しなければならない。
 - 7 6の規定により広告掲載の取下げを認めた場合は、市長は広告掲載の決定を取り消すものとする。
 - 8 市長は、平塚市広告掲載要綱第11条第1項及び7の規定により、広告掲載を取り消す場合は、別記第3号様式により、当該申込みをした者に通知するものとする。
- ### (広告掲載の優先順位)
- 9 7の規定により広告掲載の取下げを認めた場合で、取下げに係る広告掲載料が市に支払われているときは、市長はその一部又は全部を返還することができる。
 - 10 広告掲載の申込みが掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合には、抽選により決定する。

(1) 掲載期間が長く、かつ掲載枠数の多いものの広告

(2) 市内に事業所を有するものの広告

(広告掲載料)

1 1 広告掲載の承認を受けた者は、掲載号発行の 1 5 日前までに、広告掲載料を市に支払わなければならない。

1 2 広告掲載料は、掲載 1 回につき、次のとおりとする。

(1) 1 枠 (サイズは縦 9 6 mm、横 5 9 mm) 6 6, 0 0 0 円

(2) 2 枠 (サイズは縦 9 6 mm、横 1 1 8 mm) 1 2 6, 0 0 0 円

(3) 3 枠 (サイズは縦 9 6 mm、横 1 7 8 mm) 1 7 8, 0 0 0 円

(4) 4 枠 (サイズは縦 9 6 mm、横 2 3 7 mm) 2 2 4, 0 0 0 円

(広告原稿の作成、提出)

1 3 広告原稿は、E P S または A i 形式の完全版下原稿とし、市長が指定した期日までに提出するものとする。

(その他の事項)

1 4 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、広報紙の広告掲載料は令和 5 年 4 月第 3 金曜日号から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、広報紙の広告掲載料は令和 6 年 4 月第 3 金曜日号から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、広報紙の広告掲載料は令和 7 年 4 月第 3 金曜日号から適用する。

第 1 号様式

広報ひらつか広告掲載申込書

年 月 日	
(宛先) 平塚市長	
住 所 名 称 代表者氏名 電 話	
次のとおり広報ひらつかに広告を掲載したいので申込みます。	
広告掲載記事	(タイトル)
掲載希望規格 ・ 掲載料	☐ 1 枠 (サイズは縦 96mm、横 59mm) 66,000 円 ☐ 2 枠 (サイズは縦 96mm、横 118mm) 126,000 円 ☐ 3 枠 (サイズは縦 96mm、横 178mm) 178,000 円 ☐ 4 枠 (サイズは縦 96mm、横 237mm) 224,000 円
掲載希望号	☐ 1 回掲載 (月 号) ☐ 複数回掲載 (月 号)
その他 ☐ 申込みにあたっては、平塚市広告掲載要綱、広報ひらつか広告掲載要綱その他平塚市の広告関連規程を遵守します。 ☐ 平塚市広告掲載要綱第 2 条第 1 号エからキで定める基準に該当しないことを確約します。 ☐ 広告掲載原稿は、指定した期日までに EPS または Ai 形式の印刷用完全版下原稿で提出します。 ☐ 平塚市税の滞納はありません。 ☐ 平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。	

- ※ 平塚市では、平成 23 年 7 月 1 日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第 3 条、第 5 条に基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第 7 条の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場合があります。
- ※ 申込書の提出により掲載が決定されるものではありません。掲載の可否については別途御連絡します。
- ※ 広告掲載料は広告の掲載が決定した後、市長が定める納入期限までにお支払いください。

第 2 号様式

広報ひらつか広告掲載申込みに対する審査結果通知書

年 月 日	
様	
平塚市長 【公印省略】	
次のとおり決定しましたので通知します。	
決定区分	☐ 掲載します ☐ 掲載しません（理由 ）
掲載規格 ・ 掲載料	☐ 1 枠 （サイズは縦 96mm、横 59mm） 66,000 円 ☐ 2 枠 （サイズは縦 96mm、横 118mm） 126,000 円 ☐ 3 枠 （サイズは縦 96mm、横 178mm） 178,000 円 ☐ 4 枠 （サイズは縦 96mm、横 237mm） 224,000 円
掲載号	☐ 1 回掲載（ 月 号） ☐ 複数回掲載（ 月 号）

- ※ 平塚市広告掲載要綱、広報ひらつか広告掲載要綱を遵守すること。
- ※ 平塚市広告掲載要綱第 2 条第 1 号エからキで定める基準に該当する場合には、市長は広告の掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

第 3 号様式

広報ひらつか広告掲載申込みに対する取消し通知書

年 月 日

様

平塚市長

【公印省略】

月 日付で掲載決定した広告について、次のとおり取消しますので通知します。

掲載号	☐ 1 回掲載 (月 号) ☐ 複数回掲載 (月 号)
取消し 理 由	
掲載料	☐ 返還する ☐ 全部 円 ☐ 一部 円 ☐ 次の理由により返還しない